



JAF 公認クローズド競技

JAF 公認競技会

組織許可NO _____

2017年 関東デイラリースリーズ

2017年 春の大山街道

ツール・ド・伊勢原

特別規則書

2017年 春の大山街道 ツール・ド・伊勢原

2017年 3月 5日 (日)

神奈川県内 約60Km (初級者向)

オーガナイザー：チームアッスル (AZUL)

協力：日産自動車株式会社

伊勢原市商工会

神奈川ダンロップ

JMRC 神奈川ラリー部会

公 示

本競技会は日本自動車連盟（J A F）公認のもとに、F I Aの国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則、ラリー競技開催規定、関東デイルリースリーズ共通規則書及び本競技会特別規則書に従って開催される。

本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として尊法精神、及び交通道德の養成、安全運転の修得を目的として開催されるもので、交通事故はもとより法規違反も絶対許されない。

第1条 競技会の名称

2017年 関東デイルリースリーズ
2017年 春の大山街道 ツール・ド・伊勢原

第2条 競技会の種目及び格式

四輪自動車によるリライアビリティラン
(クローズド格式・第1種アベレージラリー) タイムトライアル無し

第3条 オーガナイザー

チーム・アッスル(略称：AZUL) 代表 長岩信二
〒253-0001 神奈川県茅ヶ崎市赤羽根4036

第4条 開催日

(1)開催日 平成29年3月5日(日)
(2)集合場所 伊勢原市総合運動公園(HPに地図記載)

第5条 開催場所(コース)

神奈川県内 約60Km

第6条 大会事務局及び参加申込先(問い合わせ先)

〒253-0001 神奈川県茅ヶ崎市赤羽根4036
チームアッスル 事務局 田中 美彦・八木橋 厚太
URL shop@azul.co.jp
TEL 0467-54-1966
FAX 0467-54-2188

第7条 大会役員

大会名誉会長	東井 克夫 (伊勢原商工会会長)
大会会長	金子 繁夫
組織委員長	田中 美彦
組織委員	長岩 信二
組織委員	横溝 明夫 (伊勢原商工会)
組織委員	相馬 よしゆき (伊勢原市議会議員)
審査委員長	重川 哲夫 (ZOUSAN)
審査委員	松井 利親 (GTS-ANZAI)

第8条 競技役員

競技長	長岩 信二
副競技長	田中 美彦
コース委員長	小川 泰正 (日産自動車)
コース副委員長	大部 一俊 (日産自動車)
技術委員長	田中 美彦
技術副委員長	味村 寛 (日産自動車)
計時委員長	長谷川 倫子
計時副委員長	石橋 浩
事務局長	田中 美彦
副事務局長	八木橋 厚太 (日産自動車)

第9条 参加料及び保険

- (1) 参加料 1台 ¥20,000円(1台2名まで、昼食付き)
3名以上の場合は¥2,000/人(昼食付き)の追加
- (2) 参加申込期間 平成29年 2月1日～**2月26日**
- (3) 保険 参加者は本規則書第14条(2)及び(3)の保険は各自加入するか、オーガナイザーの用意した保険に加入しなければならない。

第10条 タイムスケジュール 正式受理書に明記する。

第11条 参加資格

- (1) 1台の車両に乗車するクルーは、ドライバー、ナビゲーター及び参加申し込みにより、最大乗車定員までクルーを追加する事が出来る。
- (2) クルーは当該参加車両の自動車運転免許証を所持している事。
- (3) 20才未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

第12条 参加車両

- (1) 2017年のJAF国内競技車両規則ラリーF車両であり、下記の搭載備品を備えたもの。
非常用停止表示板2枚(三角反射板)、発煙筒、赤色灯、牽引ロープ、救急薬品

第13条 クラス分け

【クラスA】 使用機器の制限無く参加できるクラス

【クラスB】 ラリーコンピューターの使用禁止のクラス

(ラリーコンピューター及びトリップメーターの定義は関東デイラリーシリーズ共通規則書を参照の事。)

【クラスC】 前年シード選手以外のみ参加可能なクラス

第14条 参加申し込み要領

- (1) 所定の申込書に参加料を添えて、前第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう現金書留で送付のこと。尚、参加申込書、車両申告書には必要事項を全て記入し、乗員が未成年者の場合は、必ず親権者の署名承諾印を捺印のこと。
但し、参加料に関しては下記への銀行振り込みも受け付ける。
振込先：かながわ信用金庫 湘南ライフタウン支店 普通 2049443
名 義：チームアッスル田中美彦(チームアッスルタナカヨシヒコ)
振込みの場合は参加申込書に必ず振込み日を明記する事。
- (2) 当該競技会に有効な任意保険(対人500万円、搭乗者100万円以上)への加入を義務付ける。
未加入者で自身による加入手続きが出来ない場合は、あらかじめオーガナイザーへその旨を伝え、指示に従う事。
(別途補償料 5,000円/対人1000万円・搭乗者100万円保障)
- (3) 参加申込者は上記(2)の保険の加入を証明する書類の写しを参加申し込み時に添付するか、当日受付に提示する事。
- (4) 参加台数は40台までとする。
- (5) オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
- (6) 正式参加受理後の乗員の変更は、認められない。
ただし、参加者から理由を付した文書と事務手数料2,000円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) ドライバーの変更、参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- (8) 参加不受理の場合は、参加料及び保険料は全額返還される。
ただし、事務手数料として2,000円は、参加申込者負担とする。

第15条 車両検査

- (1) すべての車両は、オーガナイザーの指定した場所、時間に基づき、車検を受けなければならない。
- (2) 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
ただし、技術委員長が特に認めたときに限り5,000円の再車検料を支払い、

- 再車検を受けることができる。
- (3) ゴール後、暫定結果に従い、各クラスの1～3位までの車両に対して再車検を行なう。
 - (4) 競技中であっても技術委員が必要と認めるときは、再車検を行なう場合がある。
 - (5) (3)(4)において、技術委員が要求する車両各部の分解及び検査終了後の再組み立ては、すべて参加者の用意する人員、工具、部品、ならびに費用をもって行なうものとする。
 - (6) オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権利を有する。
その場合、車両保管所への参加者、選手の立ち入りはできない。

第16条 競技参加者の遵守事項

すべての競技参加者は、競技中次の事項を守らねばならない。

- (1) 安全ベルトの着用。
- (2) 1名での継続運転は150Kmを限度とする。
- (3) 道路交通法を遵守し交通法規にしたがって行動し他の交通に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (4) 競技者間ではマナーを重視し、競技進行上、他の競技者に影響を及ぼす危険な行為を慎み、また自分の車を明らかに追い越そうとしている他の車両がある場合は、安全かつ速やかに追い越させねばならない。
- (5) 万一、事故その他のトラブルの発生においては、各競技者間の協力をもってその撤収を優先して行ない、その事態の報告を直近の競技役員に報告すること。
- (6) その他、競技進行上の必要による注意事項は、チェックポイント、指定給油所、その他競技コース上に掲示することがあるので、その指示にしたがうこと。
- (7) リタイヤまたは失格した場合は直ちにゼッケンその他の提供した車体への貼付物を取り除くこと。
- (8) 競技者は、モータースポーツマンシップに則り、公序良俗に反する行為をしてはならない。

第17条 ルート

- (1) ルートは一般の通行に供される公道を使用し、行なわれる。
- (2) オーガナイザーは、天候・道路状況・その他の事情により予告なくルートを変更することができる。この場合は競技役員の合図又は所定の矢印方向の表示を持って明示する。

第18条 スタート

- (1) スタートは、ゼッケン番号順に1分1台間隔とする。
- (2) 各自のスタート時刻は公式通知による。

第19条 コース図・指示事項・コントロールシート

- (1) コース図は集合地点にて交付する。
- (2) 競技者はコース図等に記載された指示事項にしたがって競技コースを走行する。
- (3) コース図内の特に指定のない距離は参考距離とする。
- (4) 競技者はコントロールシートに必要な事項を記入し、指示時間内に提出すること。

第20条 チェックポイント(CP)

- (1) CP計時車両は、時計のマークがついた標識で明示する。計測ラインは、白線または標識等で明示し、CP発見は参加者の義務とする。
- (2) 競技車両は特に指示があるCP以外において、CP発見後は速やかにCPラインを通過するものとし、CPラインより目視出来る範囲において停車してはならない。停止の判断はCPライン上の通過確認オフィシャルにより判断され、一切の抗議は受付られない。停止したと判断された時点にて当該競技車両はCPラインを通過したものとし、その時刻を計時される。
- (3) CPには逆進入及び並行進入してはならない。並行して通過したときは、進行方向右側の車両は計時されない。
- (4) CPではオフィシャルの指示に従い、CPライン通過後、計時車付近で停車し、CPカードの交付を受けること。又、計時車付近で逆走又は後退をしてはならない。
- (5) CPカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
- (6) CPカードの記入内容に関する訂正及び再発行の請求は、当該CPの計時責任者に対して直ちに行うものとし、以後の訂正、再発行は受け付けない。又、その際には後続車両の進

行の妨げにならない位置に停車後、下車して行い、CP任務行為を妨げてはならず、請求に要した時間は救済されない。

(7) CP及びゴールは先頭スタート車の到着予定時刻15分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の15分後に開設される。

(8) CP責任者は、CP付近での違反行為、ルールや指示の無視、著しく破損した車体・保安部品・排気系統、故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告又はペナルティーを課す権限を有する。

第21条 パスコントロールポイント(PC)

(1) ルート上にPC(指示速度変更地点)を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。又、PCの確認はクルーの義務とし、特別な指示がある場合を除き、PCが目標物の場合原則として、進行方向の左側に設置されているものとする。

第22条 計時方法

(1) オフィシャルの用意する基準時計によって計時される。

(2) 計時は車両の前輪の中心がCPラインを通過した時刻を計測する。

(3) CPにおける計時は、秒未満を切り捨てる。

(4) CPのスタート時刻は、当該CPで交付されたCPカードに記載された時刻に1分を加えた時刻とする。

第23条 減点

(1) 各CP区間において、正解時間と各クルーの所要時間の差、1秒につき1点。

(2) CP不通過は1箇所につき1,000点。

(3) コントロールシートの提出期限を過ぎた場合、1分につき10点。

(4) コントロールシートの計算間違いをした場合、1箇所につき10点。

第24条 順位決定

(1) 各競技者の成績は減点合計の少ないものを上位とする。

同点の場合は、下記の順とする。

① 減点0のCPが多いチーム。

② 1CPの減点が少ないチーム。尚且つ同減点の場合はその後、2CP,3CP・・・と続き順位を決定する。

③ それでも決着がつかない場合は、抽選にて決定する。

第25条 リタイヤ

(1) 競技会受付終了後、出走しない場合、又、出走後、途中で棄権する場合は、直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面(リタイヤ届)をもって申告すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会大会本部(HQ)に連絡すること。

(2) リタイヤ又は失格となり、競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及び競技関係貼付物を取り除くこと。

第26条 失格規定

競技者もしくはサービス員において、以下の行為をしたことがオーガナイザーに確認された場合、失格とする。

(1) 交通違反又は、交通事故を起こしたとき。

(2) 車両規則違反が発見されたとき。

(3) CPへの逆入及び指定コースを走行しなかったとき。

(4) CPカード、コントロールシートを改ざんしたとき。

(5) コース上で故意に他車への妨害をしたとき。

(6) 競技役員の重要な指示に従わないとき、及び不正行為を行なったとき。

(7) 競技中、乗員や車両の変更を行なったとき。

(8) 参加者またはクルーが、ブリーフィングに遅刻または欠席したとき。

(12) 各諸規則及び本規定、並びに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第27条 サービス(整備作業)

サービス地点は原則として、設けられない。

第28条 競技内容の変更

競技中に、公式通知等によって前の指示と異なる新たな指示が与えられた場合は、そこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

第29条 競技会の中止、延期、取止め、打ち切り

保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止又は延期、途中取り止めることができる。

第30条 損害の補償

- (1)参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合、その責任は自己が負わなければならない。
参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償等に対してはJAF及びオーガナイザーならびに大会役員は一切の補償責任を負わない。
- (2)競技中に起こした役員車及びその器材との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第31条 抗議

- (1)参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときは、これに対して抗議する権利を有する。
- (2)抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行ない、抗議料として1件につき20,300円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合のみ返還される。
- (3)競技に関する抗議は参加者のゴール到着後30分以内に提出しなければならない。ただしコントロールシートの記入事項に関する抗議は、それが交付された地点で1分以内にCP責任者に対して口頭で行ない、記入事項の訂正を受けた場合はそのCP責任者の署名を得たもののみ有効とする。
- (4)車検に関する抗議は、判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- (5)成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- (6)大会審査委員会による抗議の裁定結果は、審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表して、延期することができる。
尚、抗議は1件につき代表者1名として、上記の手続きを取らなければならない。

第32条 賞典

- (1)各クラス 1～6位
- (2)但し、各クラスとも参加台数の30%以内とする。

第33条 付則

本規則の変更、及び本規則以外の規定、指示は公式通知により表示する。

第34条 本規則の解釈

本規則あるいは、公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第35条 本規則の施行

本規則は2017年2月1日より実施する。